

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|---------|-------|------|
| <p>1 JR山田線の早期復旧について</p> <p>JR山田線は、通院、通学等沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の増加や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤です。三陸沿岸地域の早期の復旧、復興を実現するため、次の事項について要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) JR山田線(宮古・釜石間)の早期復旧について</p> <p>東日本大震災で被災し運休が続いているJR山田線(宮古・釜石間)は、復旧後の三陸鉄道への移管に向けて、県、沿線4市町が中心となって、JR東日本との協議を続けているところですが、沿岸12市町村で協議すべき事項や国の支援を要する事項など協議事項は多岐に渡ることから、鉄道の早期復旧に向けて協議を加速させる必要があります。</p> <p>また、三陸鉄道移管後の運営を安定させるためには、大規模災害に対する国の支援制度の拡充が強く望まれます。</p> <p>つきましては、JR山田線の早期復旧を図るため、関係者間の協議や国に対する要望活動などについて、引き続き、県が中心となって取り組みを加速し、さらに、国への要望では大規模災害に対する国の支援について、現行法の見直し等制度の拡充を求めるよう要望します。</p> <p>(2) JR山田線(盛岡・宮古間)の早期復旧について</p> <p>平成27年12月11日に発生した土砂崩落により、一部運休が続いているJR山田線(盛岡・宮古間)は、本県の内陸部と沿岸部を結ぶ鉄道路線として、必要不可欠な交通基盤となっております。</p> <p>また、本年度は、希望郷いわて国体の開催を控え、土砂崩落個所に近接する閉伊川の閉塞防止とともに、国道106号の安全通行の確保が必要です。</p> <p>加えて、この災害により、三陸鉄道の経営と交流人口減少等の影響が大きくなっています。</p> <p>こうしたことから、地元においては、JR山田線(盛岡・宮古間)の早期復旧等を強く望んでいるところであり、当市としても、今後の復旧作業の実施に際し、必要な協力を行う所存です。</p> <p>つきましては、JR山田線(盛岡・宮古間)の早期復旧を図るため、関係者間の協議や国に対する要望活動について、県が中心となって取り組みを加速するよう要望します。</p> | <p>(1) JR山田線(宮古・釜石間)については、JR東日本による早期復旧及び三陸鉄道への円滑な経営移管に向けて、両社や沿線自治体等の関係者間で必要な協議を進めておりますが、多岐に渡る協議課題や関係者に対する円滑な調整を行うため、沿線市町村と連携の上、引き続き対応を行ってまいります。</p> <p>国に対しては、政府予算要望や全国知事会の要望などの機会を捉えて、山田線(宮古・釜石間)の早期復旧及び三陸鉄道による持続可能で安定的な運営の実現に向けて、必要な支援を要望しているところです。</p> <p>また、災害復旧における国の支援制度の拡充については、本県も構成員となっている第三セクター鉄道等府県協議会を通じて国に要望しており、引き続き実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(2) JR山田線(盛岡・宮古間)の早期復旧について</p> <p>JR山田線(宮古・盛岡間)の土砂崩落に伴う鉄道運休については、これまで国やJR東日本に対して、安全対策工事を含めた早期復旧について重ねて要望してきましたが、平成28年7月7日に開催された「山田線土砂崩壊に関する斜面防災協議会」(主催：JR東日本)において、斜面对策工事の内容やスケジュールなどの復旧方針が決定され、工事に着手しており、平成29年秋頃までに安全対策工事が完了する見通しとなっております。</p> <p>今後とも、一日も早く鉄路が復旧し、運行が再開されるよう、JR東日本等に要請してまいります。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | B |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|---------|-------|------|
| <p>2 新駅設置にかかる財政支援について</p> <p>東日本大震災により大きな被害を受けた本市では、持続可能な公共交通体系を再構築する必要があることから、基本的な方針となる宮古市公共交通ビジョンを策定し、公共交通の復旧と再生に向けて取り組んでいます。</p> <p>市民が使いやすい公共交通の確保、公共交通の利用促進を実現する方策の一つとして、現在、移管予定のJR山田線及び三陸鉄道への新駅の設置を検討しています。</p> <p>具体的には、八木沢地区（短大付近）、津軽石地区及び田老地区への設置を想定しており、今後、計画案を策定し事業化に向けた取り組みを進めたいと考えていますが、整備財源の確保が検討課題の一つとなっています。</p> <p>つきましては、復興後の新しいまちの形に合わせた公共交通体系の構築を図るため、新駅設置にかかる整備費用について、財政支援を要望します。</p> | <p>新駅の設置については、利用者の利便性の向上等を図るための非常に重要であり、山田線移管後の三陸鉄道の経営安定にも資するものと認識しています。</p> <p>県としては、貴市における新駅設置計画が今後具体化されていく中で、三陸鉄道とも連携しながら、将来需要予測や費用対効果等の検討に、必要な協力を行っていきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | C |
| <p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について</p> <p>(1) フェリー航路に関する取り組み強化について</p> <p>川崎近海汽船株式会社が、宮古～室蘭間の航路を平成30年6月に開設することを決定いたしました。</p> <p>フェリー航路開設の波及効果は、岩手県全体の物流、観光等の多方面に及び、地域経済の復興に大きく寄与するものです。</p> <p>つきましては、宮古港の利用促進を図るため、フェリー航路開設に必要な施設整備を行うとともに、フェリー航路を利用した物流・観光・交流等事業への取り組みを強化するよう要望します。</p> | <p>フェリー航路開設の実現に向けた施設等の整備については、国、市、フェリー会社、荷役会社等の関係機関と協議を行いながら、平成27年度に施設の概略設計を実施したほか、ターミナルビルについては、平成28年度設計作業を行なうとともに、ボーディングブリッジ及び駐車場等については、規模や機能についての検討を進めています。</p> <p>また、物流・観光・交流事業等の取り組みについては平成28年6月9日、国、県、宮古市、関係企業及び関係団体からなる「宮古港フェリー利用促進協議会」を設立し、宮古・室蘭フェリー航路セミナーを開催し、県内観光関係者、荷主企業及び輸送業者等に対し、フェリー航路開設を周知を図っています。</p> <p>今後も、しっかりと宮古市及びフェリー運航会社等と連携しながら、平成30年6月の定期航路開設に向けて受け入れ態勢の整備を着実に進めていきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B |
| <p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について</p> <p>(2) 旅客船ターミナル整備事業など出崎地区の整備促進</p> <p>宮古港出崎地区では、「シートピアなあと」が平成17年に国土交通省から「みなとオアシス」、「道の駅」に登録認定されたことにより、年々、交流人口が拡大してきました。この施設も被災しましたが、平成25年7月には営業を再開しています。</p> <p>つきましては、この立地環境を活かした「賑わい空間」、「海陸交通拠点」、「親水アメニティ」機能の向上を図り、地域経済の復興に寄与する、同地区先端の埋め立て等の促進を要望します。</p> | <p>宮古港出崎地区の整備については、護岸防波の整備が概ね完了し、平成27年度からは4.0m物揚場及び緑地護岸の整備に着手しており、引き続き整備推進に努めていきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|---------|-------|------|
| <p>4 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(1) 国道340号「宮古～岩泉間」未整備区間の整備促進及び押角トンネルの早期完成について</p> <p>東日本大震災では、「三陸縦貫自動車道の供用区間」などの高規格道路が「住民の避難路」「救援物資輸送路」として「命を守る道路」の役割を果たし、改めて道路整備の重要性が再認識されたところです。</p> <p>当市が復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全、安心を確保するために、他地域との経済、文化の交流等を促進する基盤となる高規格道路、一般国道、主要地方道、一般県道及び地域幹線道路の交通ネットワークの整備促進を図ることが極めて重要です。</p> <p>つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) 国道340号「宮古～岩泉間」未整備区間の整備促進及び押角トンネルの早期完成について</p> <p>国道340号宮古岩泉間は、宮古市と岩泉町の内陸部を結ぶ唯一の幹線道路であるとともに、JR岩泉線の廃止の伴う代替バス路線として極めて重要な役割を担う路線です。</p> <p>また、岩手県では、国道340号を岩手県東日本大震災津波復興計画において「復興支援道路」として位置づけています。</p> <p>このような状況を受け、県は押角トンネルを平成26年度に事業着手し、現在掘削工事を行っています。</p> <p>つきましては、和井内地区から押角トンネル間の未整備区間の事業化及び整備促進と、押角トンネルの早期完成を要望します。</p> | <p>国道340号宮古～岩泉間のうち押角トンネルについては、トンネル整備を含めた3.7km区間を平成26年度に事業化し、平成29年度は、トンネル工事や橋梁工事等を進める予定です。早期完成に向けて引き続き整備推進に努めていきます。(B)</p> <p>また、和井内地区から押角トンネル間については、幅員が狭く、急カーブが連続していることから、整備が必要な区間と認識しており、今後、必要な調査等を着実に進めながら、どのような手法での整備が可能か検討していきます。(C)</p> <p>なお、和井内道路については、平成9年度から事業を実施しており、これまでに全体延長約4.9kmのうち約2.2kmを部分供用し、平成29年度上半期の完成を目指していきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B, C |
| <p>4 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(2) 国道106号と茂市の市道廻立線の交差点の改善について</p> <p>宮古盛岡横断道路のルートが決定になり、工事計画によると、同横断道茂市インターから岩泉方面へ向かうには、茂市インター～市道廻立線～現国道106号～国道340号というルートを通らなければならない、市道廻立線から現国道106号への取り付けまでの区間が今後交通量の増大が予想されます。</p> <p>現在も市道廻立線から国道106号の出入口が狭いうえ、取り付け角度が急なことから、危険であり、たびたび交通事故が発生しています。</p> <p>今後交通量の増加が見込まれることから、宮古盛岡横断道路工事の進捗をみながら、市道廻立線と現国道106号の取り付けを改良されることを要望します。</p> | <p>市道廻立(マワタチ)線と国道106号の交差点については、国において進められている宮古盛岡横断道路(宮古～箱石)と密接に関連することから、国の動向を注視しながら必要な検討を進めますが、早期の事業化は難しい状況です。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | C |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|---|---------|-------|------|
| <p>4 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(3) 宮古西道路の整備促進について</p> <p>本路線は、本市と盛岡市を結ぶ地域高規格道路「宮古盛岡横断道路」の一部区間です。</p> <p>国土交通省施工の三陸縦貫自動車道と併せた、本路線の整備によって、市内の交通混雑が解消され、異常気象時通行規制区間（冠水）の迂回ルート確保が図られ、幹線道路として安全で円滑な交通機能が確保されます。</p> <p>また、救急医療体制や広域防災体制の確立、さらに、宮古港からの物流の拡大により、地域の活性化に大きく貢献することが期待されます。</p> <p>つきましては、宮古西道路の一層の整備促進を要望します。</p> | <p>宮古市と盛岡市を結ぶ地域高規格道路「宮古盛岡横断道路」は、平成6年12月に計画路線の指定を受けています。</p> <p>また、平成23年3月11日の東日本大震災津波を受けて、宮古盛岡横断道路が、平成23年度第三次補正予算により、復興支援道路として事業化されたところです。</p> <p>宮古西道路の県施工分については、平成29年度は改良工事や（仮称）田鎖トンネル、（仮称）閉伊川横断橋工事を推進する予定であり、関係機関と調整を図りながら早期完成に向け整備推進に努めていきます。</p> <p>直轄権限代行により国において整備が進められている区間については、平成29年度は改良工事や（仮称）小山田トンネル、（仮称）磯鶏トンネル工事等を推進すると伺っており、県としては引き続き早期に全線完成するよう要望してまいります。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B |
| <p>4 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(4) 主要地方道重茂半島線の整備促進について</p> <p>主要地方道重茂半島線は、重茂半島を巡る唯一の道路であり、重茂地区住民の生活と産業経済活動の基盤となる重要な路線であるとともに、救急自動車等の搬送路及び災害時の救援道路として極めて重要な「命を守る道路」です。</p> <p>県は本路線を復興関連道路として位置付け、津波により浸水しない道路として整備事業を進めているところですが、1日も早い全線供用開始が期待されています。</p> <p>つきましては、主要地方道重茂半島線の一層の整備促進を要望します。</p> | <p>主要地方道重茂半島線は、地域の産業・経済活動や日常生活を支える重要な路線であり、また災害時において緊急輸送を担う路線でもあることから、交通の隘路区間を解消するとともに、津波による浸水区域を回避するため、堀内～津軽石地区、熊の平～堀内地区、里地区、千鶏地区、石浜地区、川代地区及び大沢～浜川目地区の7工区について平成24年度に事業着手しています。</p> <p>これまで、用地取得や埋蔵文化財調査などを進め、平成29年度は千鶏地区、石浜地区及び川代地区では道路改良工事を推進、堀内～津軽石地区では（仮称）津軽石川橋上下部工工事と道路改良工事を推進、里地区では（仮称）里大橋上下部工工事と改良工事を推進、熊の平～堀内地区では（仮称）熊の平トンネルと3橋梁の上下部工工事を推進、大沢～浜川目地区では（仮称）大沢トンネルと改良工事を推進する予定であり、関係機関と調整を図りながら早期完成に向け整備推進に努めてまいります。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B |
| <p>4 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(5) 主要地方道紫波江繋線、大槌小国線及び土坂トンネルの早期事業化について</p> <p>紫波江繋線並びに大槌小国線は、県内陸部から早池峰国立公園を経て三陸復興国立公園を結ぶ重要な路線です。</p> <p>県の縦の交通網につながる2路線の整備は、縦軸の高速交通網の効果をより一層波及させるとともに、地域の産業経済の発展、資源開発や観光開発にも寄与するなど、当地域の発展を図るうえで重要な課題であります。</p> <p>つきましては、紫波江繋線並びに大槌小国線の早期事業化を要望します。</p> <p>特に、宮古市江繋「大畑地区からタイマグラ地区」の道路改良整備と宮古市小国（道又）～大槌町金沢までの区間の「土坂峠トンネル化」の早期事業化を要望します。</p> <p>なお、紫波江繋線は、早池峰山・薬師岳の間にある自然環境保全地域内の一部を通る路線であることから、環境保全に十分配慮願います。</p> | <p>主要地方道紫波江繋線（大畑地区～タイマグラ地区間）については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p> <p>主要地方道大槌小国線の土坂トンネルを含む区間については、早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間約1,100mの整備を進めており、そのうち600m区間については、平成18年度に完了し、残りの500mについては、引き続き整備推進に努めているところです。</p> <p>トンネルを含む残りの区間の整備については、長大なトンネルを含む大規模な事業が見込まれることから、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向、現在整備が進められている復興道路等による将来の道路ネットワーク状況を考慮しながら総合的に判断してまいります。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | C |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|--|---------|-------|------|
| <p>4 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(6) 主要地方道宮古岩泉線の整備促進について</p> <p>主要地方道宮古岩泉線は、国道45号の西側に位置し、国道106号（宮古市上鼻）から宮古駅付近を經由し、国道455号（岩泉町乙茂）までの内陸部を結ぶ道路であり、岩手県では、本路線を復興関連道路として位置づけています。</p> <p>東日本大震災の際には、寸断された国道45号の迂回路として利用されましたが、宮古市宮園団地から同箱石地区を經由し同田代地区に至る延長約11kmの区間は、幅員が狭く、急勾配、急カーブが連続しており、安全な交通が困難な状況にあります。</p> <p>つきましては、宮園団地から箱石地区を經由し田代地区に至る延長約11kmの区間について、整備計画を策定し、早期の整備促進を図るよう要望します。</p> | <p>主要地方道宮古岩泉線（宮園団地～箱石地区～田代地区間）については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | C |
| <p>4 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(7) 国道106号の国土交通大臣管理の指定区間編入について</p> <p>国道106号は、当市と盛岡市を最短時間で連結する重要な道路であるとともに、国道46号と連結し、太平洋沿岸の都市と県都盛岡市、日本海沿岸の主要都市秋田市を結ぶ、北東北を横断する主要な幹線道路です。</p> <p>つきましては、災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるために、国土交通大臣管理の指定区間編入を国に働きかけるなど、全面的な支援を要望します。</p> | <p>一般国道106号は国が直轄管理する一般国道46号と一体となり、日本海側と太平洋側を結ぶ東北地方の連携・交流の骨格となる格子状ネットワークの一部を構成するほか、太平洋沿岸と内陸の連携を強化し、東日本大震災津波からの早期復興に貢献する路線と認識しています。</p> <p>一般国道106号の指定区間編入については、一般国道46号等と併せ、国で一体的に管理することについて国に対し要望しています。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B |
| <p>5 世界ジオパークへの認定に向けた推進体制の維持について</p> <p>平成25年9月に日本ジオパークに認定された「三陸ジオパーク」は、「世界ジオパーク」の認定を目指しており、また、日本ジオパークにおいても、4年に一度の認定更新の取り組みが必要です。</p> <p>「日本ジオパーク」の認定更新と、「世界ジオパーク」への認定に向けて、日本ジオパーク委員会から指摘された、市町村の枠を超えた「ジオストーリーとジオサイト体系の再構築」、「ガイドの養成」、「ジオパーク情報の提供」、「運営体制」などの課題の解決が必要です。</p> <p>また、三陸沿岸の全域に及ぶ広大なエリアの中では、今後必要となるガイドの養成などについて市町村の取り組みに差が見られます。</p> <p>これらを包括し、統一した方針のもとに事業を進めるためには、県主導の取り組みが必要と考えます。</p> <p>つきましては、全市町村が足並みを揃えて「世界ジオパーク」への認定に向けた取り組みができるよう、引き続き三陸ジオパーク推進協議会の事務局を県が担い、県が中心となった事業の推進体制を維持することを要望します。</p> | <p>三陸ジオパークの推進は、東日本大震災津波からの復興のシンボルの一つであり、県は、第2期復興実施計画における三陸創造プロジェクトの一つに位置付け、三陸ジオパークを活用した観光振興や交流の促進を図ることとしています。</p> <p>そのため、三陸ジオパーク推進協議会に世界ジオパークの運営経験者を専門職員として追加配置するなど推進体制を強化するとともに、情報発信の強化やガイド人材の育成など様々な取組を進めてきたところです。</p> <p>今年度は、平成29年度に予定されている日本ジオパーク再審査に向け、広域で進めることによって高い効果が得られる情報発信、人材育成、観光振興等に引き続き取り組むとともに、震災の影響により活動が十分ではない市町村への支援を強化していきます。</p> <p>また、将来的な世界ジオパーク申請を視野に、その効果と課題について調査検討を行い、世界ジオパークに向けた関係団体との合意形成を図るなど、市町村と連携した取組を継続的に進めていきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | B |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|---------|---------------|------|
| <p>6 地域医療の充実について 当市では、市民が安全に安心して暮ることができるよう医療サービスの充実を図ることが最も重要な課題の一つです。 未来を担う子どもの健やかな成長は市民すべての願いであり、子どもの健康の保持・増進を図る医療サービスについては、平等に受診機会を確保することが強く求められています。 つきましては、当市の地域医療の充実と、子育て家庭への経済的支援策である医療費助成について、次のとおり要望します。</p> <p>記 (1) 県立宮古病院の医師確保等について 地域の中核病院としての機能を担う県立病院の勤務医及び看護師不足は、住民の安全・安心の確保の責務を担う地方自治体の根幹を揺るがしかねない問題となっています。 現在、県立宮古病院においては、耳鼻咽喉科が新設されるなど、専門外来が充実してきております。しかしながら、非常勤医師での対応となっているなど、未だ二次保健医療圏の基幹的な医療機関としての機能を十分に果たせていない状況にあり、地域医療に対する不安が恒常的となっています。 つきましては、第二次救急医療施設である県立宮古病院に救命救急体制に必要な常勤医師の配置、並びに非常勤での対応の診療科に常勤の専門医の配置を要望します。 加えて、宮古地域の救命救急体制の一段の整備を図るため、第三次救急医療施設として、県立宮古病院への救命救急センターの設置を要望します。</p> | <p>非常勤での対応となっている診療科への医師の配置については、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況となっています。 県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘や臨床研修医の積極的な受入、奨学金制度による医師の養成などに積極的に取り組んでいるところであり、今後においても、このような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B) 重篤救急患者の医療を確保する救命救急センターについては、全県を単位としつつ、面積が広大で山間部が多い本県の地理的状況を考慮し、現在、盛岡市・久慈市・大船渡市の3ヶ所に整備しています。 救命救急センターの整備にあたっては、全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるという原則のもと、専用病床の確保や医師・看護師など必要なスタッフの配置、施設・設備の整備など多くの基準が設けられており、現時点では、こうした課題に対応することは難しい状況にあり、当面、平成24年度に導入したドクターヘリについて、運航状況や効果等を検証し、より適切・効果的な運航を行うことにより、地域の救命救急体制の向上に努めていきます。(D)</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部、保健福祉環境部 | B、D |
| <p>6 地域医療の充実について (2) 中学生までの医療費助成制度の拡大について 子育て家庭への経済的支援は、対象年齢を小学生まで（ただし小学生は入院費のみ）とする県の医療費助成では不十分です。 このため、県内では、当市を含めて多くの市町村が県の医療費助成基準に加え、独自に対象年齢を中学生まで拡大するなどの取り組みを行っています。 しかしながら、市町村にとって独自の施策は財政的に大きな負担となっています。 近年、都道府県の施策として中学生に対する医療費助成が全国的に広がりを見せていることから、県の医療費助成の対象年齢を中学生まで拡大するよう要望します。</p> | <p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、まずは、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大し、平成28年8月からの未就学児及び妊産婦を対象とした現物給付を実施しています。 総合的な子育て支援については、「岩手県ふるさと振興総合戦略」を展開していく上で重要な施策であります。子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきであることから、これまで、県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところであり、全国知事会からも同様の要請を行っています。 本県の子ども医療費助成について、対象者の範囲を中学校卒業まで拡大した場合、年額約4億8千万円と多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p> | 沿岸広域振興局 | 保健福祉環境部 | C |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|---|---------|-------|------|
| <p>7 河川、砂防等事業の促進について 多様な社会資本整備の中でも根幹となる施策は住民の生命と財産を保護することであり、河川改修事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業もその一つとして挙げられます。 これらの事業は、県の施策により計画的に進められてきましたが、市内には河川の氾濫や崖崩れ、土石流の危険箇所が数多く存在し、近年、地震や集中豪雨が多発するなかで土砂災害等に対する住民不安が益々高まっていること、及び震災からの復興まちづくりを円滑に進めることから、その対策が緊急の課題となっています。 つきましては、住民の安全、安心な暮らしを確保するため、次の事項について要望いたします。</p> <p>記 (1) 二級河川改修事業等の促進について 近年、集中豪雨が多発しており、河川の増水に伴う堤防の決壊や氾濫による人家、道路等への被害が危惧されます。 閉伊川や長沢川、近内川、刈屋川、津軽石川、八木沢川では、土砂の堆積による河床の上昇、河川内の樹木の繁茂が見受けられますが、特に刈屋川（茂市地区：新里河川公園～新里郵便局）は、長年の土砂の堆積が進み河床が上昇し、川幅が1/3程度まで減少しています。茂市橋からやや上流部では、排水路が河床の土砂に埋まり、十分な排水ができない問題が発生しているほか、下流部（新里郵便局）では、河川から生活域までの高低差が少なく大雨時の河川の氾濫による災害が危惧されています。 つきましては、より一層の事業促進とともに、閉伊川水系の各支川をはじめとした県管理河川において、堆積土砂・流木の撤去、河川支障木の伐採等、必要な河川管理施設の維持に努められますよう要望します。特に、河川整備計画に掲げる閉伊川河口付近の浚渫については、早期に実施するよう要望します。</p> | <p>刈屋川については、平成28年度から災害関連事業を導入し、河川改修を進めていきます。また、長沢川においても災害対策等緊急事業推進費を導入し、河川改修を進めていきます。 堆積土砂・流木の撤去、及び河川支障木の伐採等については、これまでもできる限り対応してきているところですが、台風第10号や台風第7号などにより、洪水で土砂の堆積があった河川について、県単独費により緊急性の高い箇所から河道掘削等を行うとともに、砂利採取計画の活用を行いながら、適切な維持管理に努めていきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B |
| <p>7 河川、砂防等事業の促進について (2) 急傾斜地崩壊対策事業の促進について 当市は、沿岸部特有の急峻な地形のため多くの急傾斜地崩壊危険箇所がありますが、平地が少ないことから山裾や谷合いまで住家が存在しており、土砂災害から住家を守ることが重要な課題となっています。 急傾斜地崩壊対策は、県事業として継続的に実施されており、市内の危険箇所は着実に減少してきてはいますが、その整備率は僅か6%程度に過ぎません。 市民の暮らしの安全、安心確保のため、現在事業中の箇所の早期完成を図るとともに、危険度の高い他の箇所についても、早期に事業を実施して下さるよう要望いたします。 また、既に対策済の箇所につきましては、適切な維持管理に努めていただくよう要望いたします。</p> | <p>急傾斜地崩壊対策事業については、平成26年度に藤原（2）地区の対策を完了し、平成27年度から山口5丁目地区の対策工事に着手しており平成29年度の完了を目指して工事を進めています。 今後の施設整備については、主として高齢者、障がい者、乳幼児等特に防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設や避難所、学校等の公共施設のある箇所、被災履歴のある箇所の整備を優先的かつ集中的に進めることとしています。 また、対策済みの箇所については、今後とも現地の状況を把握しながら適切な維持管理に努めていきます。 なお、施設整備には多大な時間と費用を要し早期に進捗を図ることは困難であることから、土砂災害危険箇所の周知を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定や基礎調査結果の公表を進めることとしており、貴市のご協力をお願いします。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|---------|-------|------|
| <p>7 河川、砂防等事業の促進について (3) 砂防事業の促進について 当市の砂防事業は、県の施策により着実に進展していますが、市内の土石流危険溪流箇所等のうち、整備率は10%程度にとどまっています。 近年、集中豪雨が多発しており、大規模な土砂災害の発生が懸念されることから、早急な対策が必要です。 事業中の箇所の早期完成とともに、引き続き、ハード整備等対策を講じていただくよう要望します。</p> | <p>砂防事業については、平成27年度に新町（あらまち）の沢の工事に着手し、平成28年度の完了を目指しています。 今後の施設整備については、主として高齢者、障がい者、乳幼児等特に防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設や避難所、学校・病院等の公共施設のある箇所、被災履歴のある箇所の整備を優先的かつ集中的に進めることとしています。 なお、施設整備には多大な時間と費用を要し早期に進捗を図ることは困難であることから、土砂災害危険箇所の周知を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定や基礎調査結果の公表を進めることとしており、貴市のご協力をお願いします。</p> | 沿岸広域振興局 | 土木部 | B |
| <p>8 教育環境の整備について 当市では、「産業立市」と並び、「教育立市」を施策の柱として位置づけ、教育振興基本計画に掲げる「個性を生かし未来を拓くひとづくり」を目標に、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいるところです。 つきましては、児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。 記 (1) 県立高等学校整備計画について 県教育委員会は、平成28年3月、「新たな県立高等学校再編計画」を策定しました。 本計画の実施においては、東日本大震災の被害による様々な環境の変化及び地域の実情を十分に把握し、復興に向けた人財（材）育成や、生徒の進路選択の意思が尊重されるように、地域の意見を十分くみとって取り組むよう要望します。</p> | <p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱として、地域の高校をできる限り存続させることを基本的な考え方としており、生徒の選択肢を確保して欲しいという多くの意見を踏まえ、専門高校の統合について、専門学科における機能を向上させるための校舎制の活用も検討することとしています。 また、統合予定校では地方創生に向けたそれぞれの地域の取組の推移や、平成30年度までの入学者の状況等の検証を行い、統合時期等について検討することとしており、平成30年度入試までの間、宮古地域における専門高校のあり方及び後期計画を見据えた総合的な産業高校のあり方について、地域や学校関係者との意見交換を行うなど、共通認識が得られるよう進めていきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | A |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|---------|-------|------|
| <p>8 教育環境の整備について (2) 人的配置について ① スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの増員 震災による家庭環境の変化に加え、いじめや不登校となる要因の複雑化など様々な問題が発生し、これまで以上に学校からの訪問要請や家庭及び関係機関との連絡・相談に係る調整の要望が増加しています。 つきましては、きめ細かな対応やサポートの体制強化を図るため、カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの更なる増員とその人材確保について要望します。</p> | <p>スクールカウンセラー(以下「SC」という。)については、学校への配置に加え、沿岸部の教育事務所に13人の巡回型カウンセラー(県外臨床心理士)、3人のスーパーバイザーを配置し重層的な体制を講じています。 スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)については、家庭環境等を原因とする問題行動への対応などニーズが高まっており、SSWが管内を巡回して複数校に対応するなど、実態に応じた運用ができるよう全教育事務所に対して平成28年度は16人を配置し、平成29年度は18人の配置を予定しています。 SC及びSSWについては「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を活用し国の全面的な財政支援を受け事業を実施しており、引き続き国に対し切れ目のない支援を要望していきます。 また、SCについては県臨床心理士会、SSWについては県社会福祉士会と連携しながら人材の確保に努めていきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | B |
| <p>8 教育環境の整備について (2) 人的配置について ② 指導主事の定数維持 市町村合併にともなう市域の拡大や震災後の複雑化・多様化する教育課題への対応、及び学習指導要領改訂に向けての教育改革に対する指導主事の果たす役割がますます重要となっています。 つきましては、指導主事の現状の配置数が維持されるよう要望します。</p> | <p>指導主事の配置については、全県的に市町村間の配置の均衡を図る観点から、平成25年度に全市町村に各1人配置し、学校数・学級数等が大きい市町村には規模に応じて複数配置するよう見直しを行ったところであり、宮古市については、平成29年度において引き続き2人の複数配置としたところです。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | B |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|---------|-------|------|
| <p>8 教育環境の整備について (2) 人的配置について ③ 英語教育推進リーダーや専科教員の加配措置等の教育環境整備 文部科学省は「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を発表し、学習指導要領改訂に向けた教育改革スケジュールの見通しが示されています。 このため、高度な英語指導力を備えた人材を確保し、教員の指導力・英語力を向上させることが急務となっています。 つきましては、小学校英語の本格導入に向けて、小学校英語教育推進リーダーや専科教員の加配措置等の環境整備について要望します。</p> | <p>英語教育推進リーダーについては、小中学校において毎年、各校種からそれぞれ3人が文部科学省での研修によって英語教育に係る指導力を高め、各地域で英語や外国語活動の授業に対する指導を行っています。今年度は国からの加配を5校に措置し、その指導体制を強化しているところです。 小学校専科教員については、小学校における教科専門的な指導による指導方法改善、小中連携による専科指導等先導的取組を行う学校への支援として、平成24年度から国加配として措置されたもので、平成28年度は17校に配置したところです。加配については国からの加配定数を基に配置しているところですが、今後、「新たな定数改善計画の策定」について、早期に実施するよう国に対し引き続き要望するとともに、その実現状況を見ながら拡充について検討していきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | B |
| <p>8 教育環境の整備について (2) 人的配置について ④ 特別支援教育支援員の加配 当市では、独自で特別支援教育支援員を30名配置し、発達が気になる子どもや困り感を抱えている子どもの支援を行っていますが、そうした子どもたちが増加しており、個別の指導や一人ひとりに応じたサポートの体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっています。 つきましては、子ども達のよりよい将来に向けて、成長・発達をうながしていける継続した支援強化を図るため、特別支援教育支援員の加配措置について要望します。</p> | <p>通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育支援員については、平成19年度から地方交付税措置されており、各市町村の判断で配置しています。県教育委員会では、市町村教育委員会からの要望を踏まえ、特別支援学級の設置校のうち、児童生徒数や障がいの程度を考慮し、指導が困難な学校に対し、特別支援教育支援非常勤講師を配置していますが、現在は国庫負担の関係から、特別支援学級への配置に限定しています。通常学級に在籍する児童生徒への支援については、今後、「新たな定数改善計画の策定」について、早期に実施するよう国に対し引き続き要望するとともに、その実現状況を見ながら検討していきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | B |
| <p>8 教育環境の整備について (3) 公立学校施設整備予算の確保について 当市小中学校29校のうち昭和40～50年代に建築した校舎が16校あり、老朽化が著しく年々修繕費用が増大しております。また、平成29年度には、児童・生徒の安全・安心のため、大規模改造、屋体照明LED化、危険改築等の大規模な事業を計画しているところですが、国庫補助対象要件に合致していても、採択には厳しい状況です。 全国の公立学校施設も同様に老朽化が進んでいるため、国庫補助事業の要望が増え、国庫予算が不足し、事業の不採択が増加しております。他の財源の確保や翌年度への事業延期も困難な状況となっておりますので、公立学校施設整備予算の確保について、国に対し強く働きかけるよう要望します。</p> | <p>学校施設は、次代を担う児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、災害発生時には避難所としての役割を果たす重要な施設であることから、施設の耐震化や老朽化に対応した的確な整備を行うことにより、児童生徒の安全安心の確保や教育環境の充実を図ることが極めて重要であると認識しています。 平成29年度の国の公立学校施設整備事業に関する当初予算案の額は、全国の市町村が計画している事業規模に必要とされる額を大きく下回っている状況となっており、計画的な整備に著しい支障が生じると見込まれることから、各市町村が計画している全ての事業が計画通り円滑かつ確実に実施できる十分な予算額を確保するよう、引き続き、全国の都道府県とも連携し、国に対して強く要望していきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | B |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|---------|-------|------|
| <p>8 教育環境の整備について</p> <p>(4) 被災児童生徒就学支援等事業費交付金の継続について</p> <p>東日本大震災から5年を経た今も生活基盤が回復せず、就学が困難となっている世帯があります。</p> <p>また、遠方の仮設住宅から通学する児童生徒については、スクールバスの運行を欠かすことができません。</p> <p>つきましては、仮設住宅から通学する児童生徒がいなくなり、復興事業が終了するまで、被災児童生徒就学支援等事業を継続することについて、国に対し強く働きかけるよう要望します。</p> | <p>東日本大震災津波による壊滅的な被害により、いまだに経済的理由により就学に困難を来している幼児・児童・生徒が数多く在籍しており、平成23年度から被災児童生徒就学支援等事業交付金による支援が行われています。</p> <p>県としては、対策を必要とする児童生徒を持つ世帯が解消するまで、当該交付金事業による財政支援を継続するよう引き続き国に要望してまいります。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | A |
| <p>9 国に対する要望の強化について</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置について</p> <p>甚大な被害からの復旧・復興には相当の時間を要し、また、膨大な事業を着実に進めるためには財源の確保が不可欠です。</p> <p>当市を含む被災自治体では、其々の自治体が策定した「復興計画」に計画期間を定め、復興事業に取り組んでいるところであり、「復興計画」の完了に向け、被災地域の復興にきめ細やかに対処できる「取崩し型復興基金」の追加措置による財政支援の強化について、国に強く働きかけるよう要望します。</p> | <p>被災市町村が、復旧・復興に向け、自らの判断で弾力的に運用することができる財源の確保は、県としても必要であると考えています。</p> <p>今後具体化が進むまちづくりの進捗に応じた住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるように、従来の枠組を超えた財源措置の充実を図るよう要望しており、引き続き国に対して働きかけてまいります。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | B |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|---|---------|-------------|------|
| <p>9 国に対する要望の強化について</p> <p>(2) 津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税の取扱いについて</p> <p>津波による被災地域において安定的な生活基盤の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、平成24年度の国の補正予算により「震災復興特別交付税（住宅再建分）」が交付され、当市においても基金を設置し、「すまいの再建」に係る支援策を実施し、被災者一人一人の住宅再建に取り組んでいるところです。</p> <p>しかし、すべての被災者の住宅再建を支援しているにも関わらず、現在の制度上、津波により被災（全壊）した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業の対象となる住宅は対象とならないことから、被災地域の復興にきめ細かに対処できる「取崩し型復興基金」により財源を補填せざるを得ないのが実情です。</p> <p>つきましては、復興計画の完了に向け、具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じた住民生活の安定、地域経済の振興などの事業を実施するため、「取崩し型復興基金」と併せて、有効かつ効果的に活用できるよう、「震災復興特別交付税（住宅再建分）」の支援対象の拡大及び用途の拡充について、国に対し強く働きかけるよう要望します。</p> | <p>東日本大震災津波に伴う住宅再建への支援につきましては、被災者の安定的な生活基盤の形成に欠かすことのできない施策であり、国に対して、被災者生活再建支援制度拡充の一環として、被災者の住宅再建が十分図られるよう、震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援の拡大を要望しております。</p> <p>防災集団移転促進事業やがけ地近接等危険住宅移転事業については、それぞれ補助制度があることから、震災復興特別交付税の対象外とされているところですが、国の住宅再建に対する他の支援状況を注視しながら、弾力的な運用等図られるよう働きかけていきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | B |
| <p>9 国に対する要望の強化について</p> <p>(3) 鳥獣被害防止対策の推進について</p> <p>希少な野生動物であるツキノワグマ等は、生息環境の保全などの保護対策が必要ですが、その一方ではツキノワグマなどが人里に頻繁に出没し、その生息域を拡大し、人身及び農作物等へ大きな被害を与えています。</p> <p>また、ニホンジカについてはその生息域を拡大し、農作物等に大きな被害を与えています。加えて、県南から新たに侵入しつつあるイノシシやニホンザルの被害発生も懸念されています。</p> <p>当市では鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成し取り組んでおりますが、有害鳥獣の駆除を目的とする狩猟者の高齢化や減少により、効果的な対策が取れない状況にあり、人材育成も大きな課題となっています。</p> <p>つきましては、被害防止対策に効果的な対策が図られる事業の実施や狩猟免許保有者の拡大に向けた新規狩猟者の育成を図るための取り組みを推進するとともに、鳥獣個体数の適正管理施策の強化、鳥獣被害防止総合対策交付金の充実について国に対し働きかけるよう要望します。</p> | <p>県では、各市町村の鳥獣被害防止計画が効果的に推進されるよう、①有害鳥獣捕獲の促進、②被害防止の促進、③地域ぐるみの防止活動の促進、の3本の柱からなる鳥獣害対策を実施しております。</p> <p>また、捕獲の担い手となる狩猟者の確保及び育成の支援として、狩猟免許試験の予備講習会を開催するとともに、平成26年度から「捕獲の担い手研修会」を開催するなど、新規狩猟者の確保と狩猟初心者の技能向上の支援に取り組んでいますので、各種事業の効率的活用をお願いします。</p> <p>なお、県では、狩猟による捕獲を促進するとともに、有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業に取り組むなど、全県における捕獲を強化しています。</p> <p>今後も国に対して、引き続き、地域の実情を反映した制度の拡充や十分な予算の確保などを要望していきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 保健福祉環境部、農林部 | B |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|---------|-------|------|
| <p>9 国に対する要望の強化について</p> <p>(4) 震災等対応雇用支援事業の実施期間の延長について</p> <p>東日本大震災は、企業・事業者へ甚大な被害を与え、未だ震災からの復興途上であり、今後も震災復興に向けた業務が継続されていくことが予想されます。</p> <p>昨年6月の復興庁の発表によりますと、「震災等対応雇用支援事業」は平成27年度終了事業と整理になり、「引き続き不可欠なものについては、平成28年度以降も雇用支援とは別の形で支援を検討する」とされました。その後、就労場所が沿岸12市町村である事業に限り平成27年度末までに開始したものは平成28年度まで実施可能となっております。</p> <p>しかしながら、事業が終了すると、雇用されていた労働者は失業することになり、再就職先が決まるまでの間、生活の安定が図られなくなります。</p> <p>また、継続実施が必要な事業は、復興庁所管の被災者支援総合交付金や一般財源など他の財源を探すこととなります。被災者支援総合交付金は、事業の範囲が限られているため、活用するには制約があり、一般財源につきましても、財政状況が厳しい折から、平成29年度以降の予算措置は困難を極めます。</p> <p>つきましては、国が示した「雇用支援とは別の形で支援を検討する」との方針に基づき、柔軟な考え方で支援の継続が実現されるように、また、被災者支援総合交付金の事業の範囲を拡大し実施が必要な事業は継続できるように、国に対し強く働きかけるよう要望します。</p> | <p>震災等対応雇用支援事業については、事業実施期間の延長及び交付金の追加交付を国に要望してきたところですが、平成27年6月の国の復興事業の見直しの際に、事業目的を達成した事業として整理され、厚生労働省において平成28年度で事業終了することとしています。</p> <p>また、これまで震災等対応雇用支援事業で実施されていた仮設住宅の見守り等の被災者支援関係事業は、平成28年度から被災者支援総合交付金（復興庁所管）で措置されたところです。</p> <p>県では、これらのことを踏まえ、震災等対応雇用支援事業による一時的、緊急的な短期のつなぎ雇用から、事業復興型雇用創出事業等を活用した長期・安定的な雇用の創出への移行を図る必要があると考えており、国に対し、事業復興型雇用創出事業の事業実施期間の延長と要件緩和を要望したところ、事業の継続と一部要件の緩和が認められたことから、平成29年度も継続して事業を実施します。</p> <p>さらに、震災からの復興に向けて、被災地方公共団体において、今後具体化が進むまちづくりの進捗に応じ、住民生活や地域経済の復興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるよう、使途の自由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実を図るよう要望しています。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | B |
| <p>9 国に対する要望の強化について</p> <p>(5) 中小企業等復旧・復興支援補助事業（グループ補助）制度の継続実施について</p> <p>宮古市の被災事業者のうち約7割がグループ補助金や修繕・復旧費補助金等の支援制度を活用するなどして事業再開しています。</p> <p>昨年度、田老及び鯉ヶ崎地区の2グループが当事業の第13次公募に申請書を提出し、決定を受けました。</p> <p>多くの個人住宅の新築工事も始まりましたが、さらなる資材高騰や人手不足など自己の責任に起因しない事態による再建の遅れが危惧されています。</p> <p>つきましては、被災事業者が、希望を持ち安心して今後の再建計画の見通しを立てることができるよう、当制度の継続を国に対し強く働きかけるよう要望します。</p> | <p>被災企業への支援は、地域の実情に合わせてきめ細やかに対応する必要があると考えており、資材高騰等による補助金変更については、平成26年度から対応しているところです。</p> <p>また、国に対して、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続や既に交付決定した事業者でも複数年度にわたって事業実施できるよう繰越・再交付のための予算措置を講ずることを国に要望しています。</p> <p>国では、平成29年度政府予算案として、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業費210億円（繰越額を含む総額374億円）を計上しています。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | A |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|---|---------|---------|------|
| <p>9 国に対する要望の強化について (6) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険被保険者及び障害福祉サービス等利用者の一部負担金・利用料負担金の免除措置延長及び財政支援について</p> <p>東日本大震災の被災者に対する国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び障害福祉サービス等における被保険者の一部負担金・利用料負担金に対する免除措置に係る国の財政支援期間については、繰り返し延長されております。</p> <p>被災地では、未だに生活再建の見通しが立っていない被災者もあることから、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び障害福祉サービスにおける一部負担金・利用料負担金に対する免除措置は継続する必要があると考えます。</p> <p>また、一部負担金・利用料負担金に対する免除措置には市町村負担が生じているため、国保などの財政運営に大きな影響を与えている状況となっております。さらにこのことは将来的に各保険税(料)の上昇につながっていくことなどが懸念されます。</p> <p>つきましては、一部負担金・利用料負担金に対する免除措置の延長にかかる必要な財源については、その全額を国の責任において負担するよう、国に対し強く働きかけるよう要望します。</p> | <p>東日本大震災の被災者に係る一部負担金の免除に対する国の特別な財政支援措置が平成24年9月末で終了し、平成24年10月から既存の特別調整交付金の仕組み(基準を満たした場合に8割を支援)に変更されたことから、県では、被災者の医療及び介護サービスを受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しています。</p> <p>平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置については、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していくこととしています。</p> | 沿岸広域振興局 | 保健福祉環境部 | C |
| <p>9 国に対する要望の強化について (7) 医療費助成の現物給付に対する国保国庫負担金の減額措置(ペナルティ)の撤廃について</p> <p>県は、子育て支援策として就学前児童及び妊産婦に対する医療費助成について、平成28年8月診療分からの現物給付の導入を決定しました。</p> <p>しかしながら、国は国民健康保険への財政支援の拡充に取り組む一方で、現物給付を導入する自治体には、国民健康保険に対しペナルティともいえる国庫負担金の減額措置を設けています。</p> <p>現物給付の導入は、医療サービスの受診機会の適正な確保の推進につながるもので、医療費助成制度の趣旨に反する国保国庫負担金の減算は、国民健康保険の財政基盤の脆弱化に拍車をかけるものです。</p> <p>つきましては、医療費助成への現物給付の導入に伴う国保国庫負担金の減額措置を撤廃するよう、県は引き続き国に対し強く働きかけるよう要望します。</p> | <p>地方単独事業により窓口負担の現物給付を実施した場合、国の政省令に基づき、国民健康保険療養給付費等負担金及び調整交付金が減額調整されることとなるため、県では、この減額措置の撤廃について、これまで毎年度国に要望してきたところです。</p> <p>本県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、市町村等と協議のうえ、昨年8月から未就学児と妊産婦を対象に現物給付を実施しました。これに先立ち、昨年6月に実施した平成29年度政府予算提言・要望において、地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整の廃止について、改めて要望したところです。</p> <p>なお、国においては、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないこととしたところであり、年齢制限を設けず減額調整を撤廃するよう、引き続き国に対して要望していきます。</p> | 沿岸広域振興局 | 保健福祉環境部 | B |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|---------|-------|------|
| <p>9 国に対する要望の強化について</p> <p>(8) 復興特区制度にかかる国税関係特例の適用期限に合わせた地方税の減収補填措置の延長について</p> <p>復興特区法（東日本大震災復興特別区域法。平成23年法律第122号）に基づき作成された「岩手県産業再生復興推進計画」は、平成24年3月に内閣総理大臣から認定を受けています。</p> <p>この計画に基づいて実施される復興推進事業は税制の優遇や規制の特例などさまざまな恩恵を受けることができます。</p> <p>国税の特例などを規定する震災特例法（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律。平成23年法律第29号）では、平成28年3月31日に法改正が行われ、特例期間を「平成28年3月31日まで」と規定する特例について、「平成33年3月31日まで」の5年間延長されました。</p> <p>一方で、復興特区法第43条で規定されている「地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置」、いわゆる県・市町村が地方税を課税免除等した場合の減収補填措置については、その期間等を定める総務省令が改正されたものの、その期間は「平成29年3月31日まで」の1年間だけとされました。</p> <p>つきましては、国税の特例期間に合わせ、地方税の課税免除等に対する減収補填措置を「平成33年3月31日」まで延長することについて、国に対し強く働きかけるよう要望します。</p> | <p>復興特区法に基づく減収補填を活用して実施されている地方税の課税免除等については、国税の特例措置等と併せて、事業者の投資を促進し、震災後の雇用の維持・確保にもつながるなど、産業復興や経済の活性化に貢献しているところであり、県では、今般5年間延長された国税の特例措置とともに、地方税の課税免除等も引き続き行われることが必要と考えています。</p> <p>今般、総務省令が改正され、この減収補填の対象となる設備等の新増設の期限は平成29年3月31日までとされたところですが、国からは「国税の措置と併せて5年間延長していくものと想定しているが、平成29年度以降の補填のあり方については28年度中に検討する。」と説明を受けています。</p> <p>県としては、平成29年度以降、課税免除等に対する減収補填が措置されない場合、又は減収補填が減免額等の一部に留まる場合、課税免除等の実施が困難になることも想定されることから、国に対して、平成29年度以降も従前と同様に補填するよう要望しています。</p> <p>今後も、国における議論や検討状況を注視しながら、関係機関とも連携し、機会をとらえて要望してまいりますので、御協力をお願いします。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | B |
| <p>9 国に対する要望の強化について</p> <p>(9) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の補助事業完了期限の延長について</p> <p>平成25年度に創設された国の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」（以下、「津波補助金」という。）の第6次公募では、採択された場合の交付申請期限は平成30年度末、補助事業完了期限は平成32年度末とされました。</p> <p>また、津波補助金の補助事業の完了は、建屋の建設と設備の設置のほかに、事業計画書に計上した新規雇用計画数を雇用しなければ、完了とみなされないこととなっており、これまでの採択事業者にとって、資材等の高騰、従業員の確保が課題です。</p> <p>つきましては、第5次公募までに事業採択された事業者について、期限までに補助事業を完了することが困難な状況にあることから、補助事業完了期限を平成32年度末まで延長すること、また、資材等の高騰に伴う事業費の増加分を補助対象経費とすることについて、国に対し強く働きかけるよう要望します。</p> | <p>津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、被災地の産業振興に大きな効果が期待される制度であると認識しており、沿岸被災地の本格復興にはなお時間を要することから、被災地の実情に即した制度運用が必要であると考えています。</p> <p>津波補助金の事業期間の延長と必要な予算の確保について国に対し要望した結果、平成28年度以降の制度延長が決定し、6次公募以降の採択事業については交付申請期限が平成30年度末まで、事業完了期限が平成32年度末までとされたところです。</p> <p>資材高騰に伴う対応など今後も被災地の実情に即し要望してまいります。第1次から第5次までの公募により採択された事業者に係る補助完了期限の延長については、これまで多くの事業者が辞退している状況であり、期限延長は認められない旨の見解が国から示されています。</p> | 沿岸広域振興局 | 経営企画部 | C |

宮古市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|-------------|-----------|------|
| <p>9 国に対する要望の強化について (10) 給付型奨学金の創設について 意欲と能力があり真に経済的支援を必要とする学生が、安心して学び、卒業後に負担を抱えることのないよう、給付型奨学金の創設を国に働きかけるよう要望します。</p> | <p>高等教育の機会均等を図る上で、学生への経済的な支援は極めて重要であることから、県は様々な機会を通じて、繰り返し、国が行う奨学金制度の拡充を要望しており、本年度に実施した政府予算要望においても、給付型奨学金制度の創設を要望したところです。 国においてはこうした声に応え、給付型奨学金を創設することとしています。今後においても、進学意欲のある高校生が家庭の経済的理由や、卒業後の返済に対する不安などにより進学を断念することがないよう、大学生等の奨学金制度の充実に向けて、引き続き要望を行っていきます。</p> | 沿岸広域 振興局 | 経営企画 部 | A |